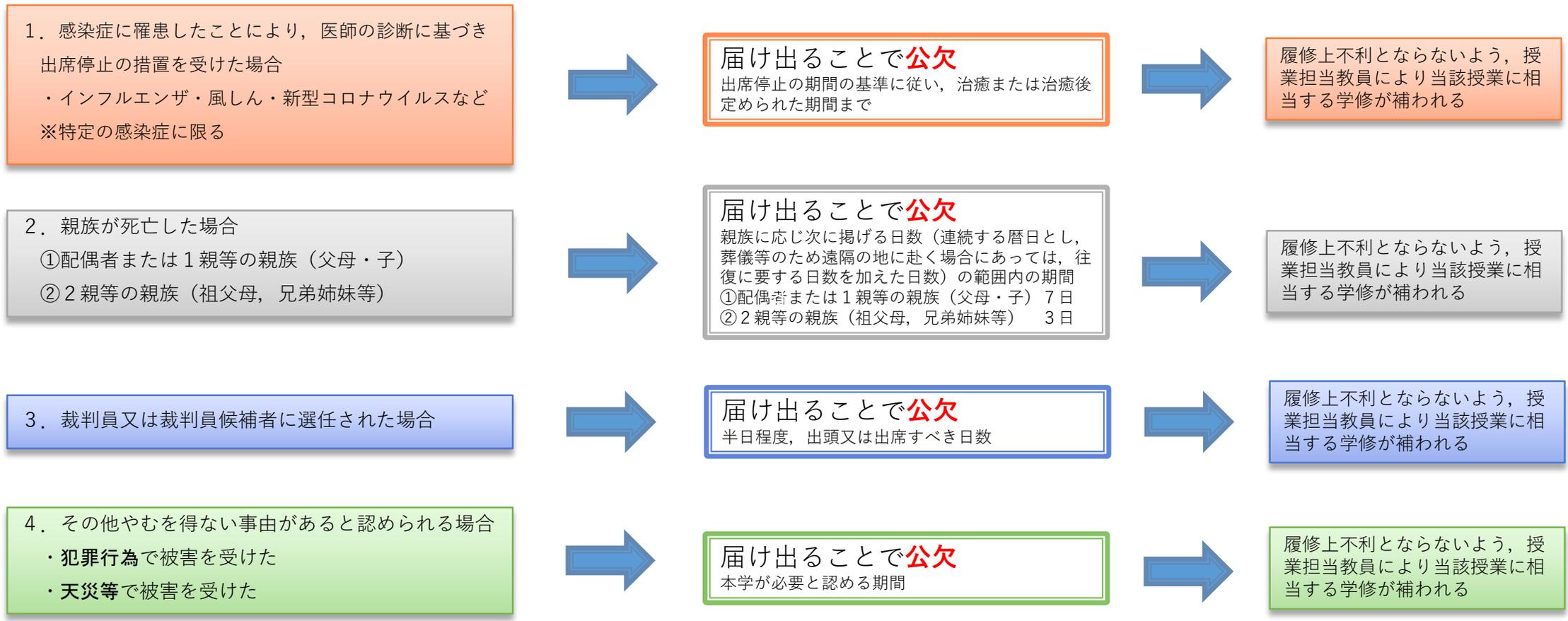


# 授業の公認欠席（公欠）の取扱いについて＜概念図＞

公欠となる事項は、以下の1～4の場合です



**【注意】** ◆ 上記の各手続きは、松江キャンパスにあっては松江地区学部等事務部学務課（学生センター各学部・研究科），出雲キャンパスにあっては医学部事務部学務課（学部・研究科）に提出してください。新型コロナウイルス感染症に係る提出（添付）書類については、各窓口にご相談すること。  
◆ 上記以外の授業欠席については、公欠になりません。別途「欠席届」または「長期欠席届」を提出してください。